■歳末たすけあい各事業及び申請できる要件は次のとおりです。

１．歳末たすけあい援護金事業

【内　容】生活が困窮している世帯に、町内で使える商品券（１万円程度）を援助します。

【対　象】次の①～④全てに該当する方

①令和５年９月１日以前に住民登録し、町内在住の**昨年度社協会員世帯**で今後も引き続き会員加入いただける方

②町民税が非課税の世帯の方

③自動車を所有していない世帯の方　※ただし、身体的な理由で必要な場合は除きます。

④生活保護受給世帯ではない方　※生活保護受給世帯の方は対象となりません。

２．歳末大掃除事業

【内　容】ご自宅の一部の掃除を援助します。（風呂、台所、庭など）

【対　象】町内在住の**昨年度社協会員世帯**で今後も引き続き会員加入いただける方で**町民税が非課税の世帯**の方であり、**申請する住所地に生活の実態があり**、次の①～③いずれかに該当する方

※生活保護受給世帯・世帯分離は除きます。

① 松伏町で障害福祉サービス支給決定を受け、障害支援区分２以上のひとり暮らしの方

② 松伏町で介護認定を受け、要介護２以上の65歳以上のひとり暮らしの方（昭和33年12月31日以前に生まれた方）

③ 75歳以上の高齢者のみの世帯の方（昭和23年12月31日以前に生まれた方）

【自己負担】１，５００円

【添付書類】障害福祉サービス支給認定を受けている方・・・・・障害福祉サービス受給者証のコピー

介護認定を受けている方・・・・・・・・・・・・・・・・・介護保険被保険者証のコピー

75歳以上の方・・・・・・・・・・・・・氏名・住所・生年月日が確認できる書類のコピー

※応募多数の場合は、昨年度本事業を利用していない世帯を優先し、抽選とします。

３．ひとり親家庭図書カード配布事業

【内　容】ひとり親家庭に、図書カードを配布します。

【対　象】町内在住・在勤の**昨年度社協会員世帯**で今後も引き続き会員加入いただける方で、平成17年４月２日以降に生まれた子（未就学児を除き、就学中に限る）を育てているひとり親家庭　※生活保護受給世帯を除きます。

【添付書類】**児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給者証**のコピー。

※上記書類がない場合は、ひとり親家庭だと証明できる書類のコピー。

なお､町内在勤の方のみ松伏町で勤務していることが分かる書類も必要（職員証･健康保険証など）

４．新生児絵本配布事業

【内　容】１歳児までの新生児へ絵本を配布します。

【対　象】町内在住・在勤の**昨年度社協会員世帯**で今後も引き続き会員加入いただける方で、令和３年９月１日から令和５年８月31日までに生まれた子のいる世帯

【添付書類】氏名、住所、生年月日が確認できる書類のコピー又は子ども医療受給者証のコピー

なお､町内在勤の方のみ松伏町で勤務していることが分かる書類も必要（職員証･健康保険証など）